

# 記紀の国家公文書的性格の解明と解読法の発見

桜井光堂

## 目次

### 第一章 記紀の信憑性と歴史資料の法律学的取扱い方について

### 第二章 記紀の機密公文書的性格

#### 一、極秘國家機密公文書としての古事記の特徴

#### 二、書紀の半機密・公開用國家公文書としての特徴と記紀の相互関連性

### 第三章 解読法の発見と神代設定の理由

#### 一、解読法の発見と迷彩擬装方法の分析による新体系の成立

##### (イ) 発見の端緒と解釈上の注意事項

##### (ロ) 迷彩擬装方法の分析

##### (ハ) 新体系の成立

### 二、神代設定の理由

#### (イ) 人代と神代の境界設定と大和中央政府成立以前の日本

##### 列島における三國の鼎立

#### (ロ) 神代と神世七代との境界設定における連合帝国の地位

##### (ハ) 神代以前の日本列島における土着倭人国家と南西琉球諸島の地位

ことであつて、あえて問題とするには足らないが、しかも今日までは、記紀が国家公文書であるという事実を問題として取り上げた学者すら、皆無であつたといつてもよい。もしそうした学者が存在したとすれば、記紀の性質は、もつと早く発見されていた筈であるからである。そこで、この第一章の部分では記紀という国家公文書の記載内容が、はたして「事実」としての信憑性をもつてゐるかどうかを明らかにし、かつまた、記紀という古代の歴史上の資料を法律学的立場から取り上げる場合に、どのような注意を必要とするかという点をも説明しておきたいのである。古代資料である記紀の公文書としての取り扱い方を改めて反省し、慎重な注意をもつて記紀の記載内容を理解しようとするれば、当然に記紀の意味内容が法律学的角度から明瞭になり、その信憑性もはつきりと決定できうるわけである。したがつて、記紀という国家公文書を単なる文献記録としてはなくて、法的効果を発生する記載（登録もしくは登記）として観察する必要があることを、われわれはまづ認識しておかなければならぬのである。

この場合に、法的真実としての、確定された事実関係は、それが改めて取消されるまでは、あくまで真実としての法定の効果を発生し、それを否認するためには、抹消手続き

を踏んで取消さなければならない。記紀の記載内容の全部または一部が、昭和二十二年の現行憲法の実施以前の段階で、歴代政府のいつれかによつて公式に否認されたという事実は存在しない。抹消手続も取られていない。昭和二十二年以後、新憲法の施行に伴つて、記紀の記載事実が否認されたことになるかどうかという点は、記紀の内容が正確に解読されているか否かという問題に依存するであろう（部分的には否認された事項も存在する）。

およそ失踪宣告によつて、一定期間の後に本人の死亡が認定されるとか、子の認知とか、個々の戦闘の勝利にも拘らず、降伏受諾宣言によつて、全戦線にわたる敗北が決定するなど、法的真実としての事実と、物理的真実としての客観的事実とは、必ずしも一致するものではない。しかし、一旦決定もしくは確定された「法的事実」は、もはや動かしがたい真実となり、新しい法律関係を生み出し、それにもとづいて新しい事実関係——たとえば借家からの立退きを要求されるとか、強制執行をうけて、不法建築者が家屋をとりこわされ、そこに家屋が存在しなくなる、などといふような、新しい客観的事実が発生し、もはやそれは復元出来ないような変容をもたらすものである。

記紀の国家公文書である点に着眼し、その性質を明らか

にしようと考えたのは、次のような理由からである。すなわち、古代国家研究の資料として、記紀は今日まで文献学的資料としてのみとりあげられ、法的意味内容をもつものとして取りあげられたことはなかつたのであるが、それならば、文献学的研究が記紀を正確に把握するごとき業績をあげ得たかといえば、もとより、それぞれの研究で注目すべき効果はあがつてゐるとしても、なお記紀の意味は、ありていにいえば殆ど何らの解明をもされていないにひとりともいうべき段階にとどまつてゐるのである。記紀のうち、たとえば古事記のみをとりあげ、その神代篇を研究するとしてみよう。今日までの研究書や校註本によつてこれをみれば、岩波大系本においても、古事記神代篇の卷で、未詳の部分が約百ヶ所、曖昧な部分が二百ヶ所、そのほか、解釈をまちがつていると考えられる部分が二百ヶ所、合計五百ヶ所に及ぶ不明箇所がある。これは記紀——いな單に古事記だけをみても、古事記が文学や伝説や民俗とは全く違つた、別の次元のもの、全くちがつた専門分野の所産であることをはつきりと証明するものであるといわなければならぬ。神代篇は僅々數十ページのものでしかない。その神代篇にこれだけ多くの不明箇所があるとすれば、全然別の角度からの研究によつては、その不明箇所を個々別々

に解明しうるばかりでなく、全体系に亘つて組織的・統一的に解明しうるのではないか。そしてそれによつて日本古代国家の構造—成立の歴史と法律上のさまざまの関係や政治上の構造すらも、一挙に解明されうるのではないか。—以上が法律学的角度から記紀をとりあげるに至つた理由であり動機であつた。そしてこの判断は適中した。記紀は法学的研究によつて、はじめてその眞実の姿をあらわしたのである。それは二千年にわたつて秘められていた、予想もできないような驚愕的な「眞実」の歴史であり、古代の国家と王朝の権利証である。その解明方法の発見については第二章においてのべるとして、本章では、古代国家と古代国民の権利義務および古代の登記原簿（元帳）の研究についてわれわれが特に考慮しなければならない諸点をいくつか示しておきたい。

第一には、記紀は国家公文書であるから、その記載内容については、これを「法的に確定された事實」としてみとめ、一まず、その眞実性—信憑性を容認しなければならぬ。ある事實が一定の法律上の要件を具えたとき、国家はこれを事實として確定し、法的権利義務関係の上でこれら的事実に一定の地位をあたえなければならない。特に第三者に対する対抗要件としてもそうした措置を必要とする。

もちろん事實を學問上改めて検討し直してみるとことは可能であるとしても、たとえば芭蕉が赤痢で死亡したという届出が行なわれ所管官庁によって受理された以上は、たとえ後世、腸チフスで死亡したことが研究上判明したとしても、この事實を法的には取消すことはできない。また万一死亡していなかつたとしても、死亡届出に基づいて相続が行なわれ、さらにそれより以後の累代の相続が行なわれているという事實を法的にくつがえすことはできないのである。

もし、記紀が國家公文書として、権利義務關係を記載したものであるとすれば、それが無文字時代からの記憶官吏による「うけ伝え」によって継承されてきたものを、新たに「文字」によって登録し直したものであるとすれば、その内容は、外見上の神話やお伽話的な形式にも拘らず、その裏面に必ず何らかの法的意味をもつ具体的な真実の意味内容を包藏していなければならない。単純な歴史記録という方法が行なわれた中国史書と、その点で日本の無文字時代からの国家の所轄官庁による伝承内容とを同一視することは全く不可能である。したがつて、神話形式、お伽話形式を採用した理由も当然に追及されなければならない。

五世紀から六世紀にかけて、漢族の文字を記録手段として採用する政策が国家によって確定された時、旧来の方

である記憶伝承方式は、急速に弱体化し、代つて史官（ヒト）による筆録登記方式が新たに法認された方法として台頭してきた。記憶職官史の記憶体系とその朗誦、部分的抹消登記や追加登記などは、すべて法的な手続きとして行なわれる所以あるが、筆録方式の有利なるに對抗しうるものではない。しかもこの切りかえの混乱期に乗じて、歴史上の権利や義務——家門血統にもとづくもの——を偽らんとする犯罪行為が続出した<sup>(2)</sup>。特に、文字表記能力を有する帰化人の蕃別諸族（応神天皇以後の帰化人であり、それ以前の大和朝廷建設の業に参加したものではない）にこの種犯罪が多かつた<sup>(3)</sup>。筆録登記方式の採用に伴つて、当然に犯罪や民事訴訟に関する裁判も、旧來の記憶登記方式による神意裁判（ただし最も重要なものに限つてのみ行なわれるもの）から、もっぱら書面その他の証拠による人意裁判に移行する。神意裁判における言靈（ことたま）の重要性も減少せざるをえない。ことに、国家・政府の登記台帳に記憶官吏によつて登載された権利義務に関する諸々の事實だけでは、中国その他の、文字使用国家に対する外交交渉や条約ないしは契約の解釈に疑義を生じた時に、第三者に対する対抗能力が弱く、また他方の当事国に対する主張の根拠も不充分とされる。記憶を定着させるための補助的手段としては、

沖縄にみられるような「結縛」<sup>(4)</sup>の方法も採用されたであるが、対外交渉においては、有文字国家は比較的早く神意契約を放棄しているので、これらの国との間に無文字国家が神意契約の実正にして不可侵なることをいかに強調しても、神士協定以上の効果を期待することは困難であった。

しかし、第三者への対抗要件としての有効性は弱体化してゆくとしても、また、記載された登記事項が、いかに無文字時代のそれであろうとも、その真実性と法的有効性とを否定し去ることはできない。いわんや後になつて文字によつて登記し直された以上はなおさらである。記紀の記載事実は、したがつて、原則として実正なる「真実」であり、國法上からも、國家が歴史上の事実を故意に捏造して登記することなどは不可能である。もし記載内容に到底信じ難い記述があるとすれば、それは記載された文面を後人が正当に理解しえないとすると考えなければならない。そして事実はまさしくその通りであることが判明したのである。

第二には、古代国家とくに紀元前後のわが国土においては、行政と祭祀が常に併行して行なわれ、行政行為の実施に当つては、必ず所管の神を設定し守護神を祭るという行為が伴つてゐるという事実である。今日でも地鎮祭が行な

われるが、古代においては国政と神祇祭祀とは不可分であり、祭祀行為の記載は行政行為を表現するものである。第三には、古代人は決して幼稚でもなく、素朴でもないという事実を銘記すべきである。

第四には、租税は今も昔も苛酷であり、税の徵収が警察と軍隊にも比すべき権力執行の行為で、大蔵大臣（徵稅大臣）はタチカラノヲノミコト（田稅將軍閣下）とよばれ、強力無双の力士のごとく手力之男命と書かれたほどである。程度の差こそあれ、古代行政と現代行政との間には実態上には何ほどのへだたりもないことを忘れてはならない。

第五に、中心的な日常生活型式と生活技術とが、古代も現代も殆ど変らないことである。例えば玉造りの技術も、砂鉄造りの技術も二千年来そのままの方式を踏襲しているのである。

第六に古代人の使用する神の観念も、現代のわれわれが使用する神の観念と本質的には何らの違いないことである。神も仏もないものか、とか、土俵の鬼、相撲の神様といふ場合に、われわれの使用する観念は、そのまま古代人の神々と少しも変わることを銘記すべきであつて、古代の神々は特別違つた神ではないのである。神の観念についての誤解をさける必要がある。また従つて、古代人蔑視觀

念と、古代人（祖先）崇拜觀念の両立しながら存在する点についても、分析してその理由をたしかめる必要があるであろう。<sup>(5)</sup>

第七には、神格のあり方と、神格化の仕方について日本人の特徴を理解する必要がある。日本人は人格神を媒介として、祖先と自然神とを結合する。祖先から人格神へ、人格神から自然神へという神格化の階梯をとる。したがって、この関係を逆にみて、神々を自然の神格化とみてはならない。祖先を神々とし、その神々をもつて自然現象化してゆくのであるから、スサノヲを火山の神格化などと考えてはならない。スサノヲという祖先の一人物の剛勇さをもつて、あたかも暴風や火山の爆発にも比すべきものとみなすことには、大いにありうべきである。その反対に、暴風そのものを人格化してスサノヲを作り出すという神格化の方法を古代人はとっていないのである。

第八には、神話的理義方法を一まず全く放棄して記紀にのぞむべきであるという点である。記紀を完全な実録記述として取り上げてみると、すでにのべたことであるが、実録としての正当な理解が不可能であるとすれば、それは解釈方法が不備ないしは誤っていた為ではないか、という立場から解釈方法を再検討しなければならないので

あって、事実この立場から記紀の眞実の内容をついに明らかにすることができたのである。

第九に、記紀の記述は個人行為の形式をとっているが、その大部分は、個人行為の記述に頼つて国家それ自身の行為をあらわしていることを注意しなければならない。

第十として、記紀の内容を解明するための研究方法において、新たに従来の研究の仕方とは違つた「特別に論理的な、しかも具体的に論理的な方法」が用いられなければならない。以上が記紀の文言に接するときの大前提となる真相の解明は不可能である、という点が注意されなければならない。以上が記紀の文言に接するときの大前提となるべき基本的態度でなければならない。抽象論理的方法ではなくて、具象論理的方法である。Aが死亡し、Bが次の王位についた、という記載に対しては、Aが死亡したのは何病によるものか、財産はいくらあつたか、相続人としての資格を有するものは何人あつたか、等々のごとく、現実生活を規律するあらゆる客観的・外的要件をたしかめながら、現実的利害関係の中で記載内容を理解してゆくことである。その典型は法律学的方法にもつとも端的に示される。そして本研究において私が使用した方法もまさにそのような方法であった。これは必ずしも法律学者ならずとも、他のあらゆる研究者にも採用できる筈である。研究方法は第一に

は普通の直観的方法と高度の綜合的直観的方法があるが、抽象論理的方法はむしろこの直観的方法のカテゴリーに含まれられるであろう。これに対して第二の方法としては、具象的・現実的な論理的方法があつて、これこそ実質論理的思考とよばれるものである。この方法においては、抽象論理をおしすすめる過程に常に人間生活の現実を制約する諸条件を意図的に配列して、それらの諸条件を運載しうる方法、それに耐えうる技術とかその諸条件を満足せしめうる方向に、人間の行動は必然的に志向するという考え方をとつて、綜合的な論理の発展を試みるのである。医学的研究では、培養と動物実験に成功した方法のみをもつて、現実具体的な適用の可能な方法とする。前記の第二の方法はまさにこうした方法に外ならない。この場合には、記紀の記述を最初の一宇から、一語づつとりあげて、配列の順位、語義、表裏の意味内容その他、あらゆる可能な条件をそなえてはめて実験を試みて見なければならぬので、非常な手数をする作業となる。この方法を実行するに当つてはさらに次の三つの作業方法がある。第一は時間的発展に従つて、過去から後代に向つてゆく上からの考察方法である。第二は現代生活の中の古代的残影をひろいあげて、そこから遡及して上代に至る下からの考察方法である。遡

及的方法である。第三には横の関係から位置づけを試みる比較関連的考察方法である。この三つの方法を意図的にあって試みながら解釈をすすめてゆかなければならないのである。しかしこの横の関連的条件にとりかかるのは、主として第一と第二の方法をある程度すすめた後においてであつて、最初から、この比較方法論を用いては甚だ危険である。事後の段階で検証用として使用する方が安全である。邪馬台論争は、ことごとくといつてよいほどこの第三の方法を誤って優先的に使用したために、おどろくべき錯誤に陥つている。

さて以上のごとくにして、記紀の法律学的研究をすすめたことによつて、記紀の体系的な解釈方法を発見することができる、それによつてまた、記紀の新しい現実具体的な意味体系が、従来の神話的・お伽話的なものとは全く違つた次元のものとして展開されている事実を把握することができたのであった。記紀のお伽話的表現は單なる擬装にすぎなかつたのであって、擬装的表現の不可能な部分は正当な平文表現により、ただきわめて重要な事実や、公表を好まない部分のみを巧妙な擬装迷彩表現方法によって隠蔽したのである。したがつて、記紀は内容においても記は完全秘密文書であり、保管の方法も機密文書としての取扱いをう

けたが、紀は半公開・半機密文書であり、かつ政府が常時使用すべき謄本または台帳（原簿）のごときものであったのである。

このようにして、私はまず事実関係を全体系にわたって解明し得たが、事実関係にもとづく法律関係の完全な究明はなお今後に残された課題である。

## 第二章 記紀の機密公文書的性格

### 一、極秘国家機密公文書としての古事記の特徴

記紀は機密の国家公文書であり、そのうち、古事記は、公開せざる極秘の国家機密文書である。日本書紀は半公開用の中等度の機密文書である。しかも日本書紀は、国家の司法・行政・立法上に日常的に使用しなければならない登記台帳である。その機密文書としての構成は古事記の最高機密文書の機密性をうけて、公開用に使用しても機密が漏洩するおそれのないように細心の注意が払われ、極秘機密部分については眞実の記載を古事記にゆだね、書紀においては政府王朝の立場からの記載として、政府側の最高決定を主文に記述するという方法をとっている。古事記においては、これもまた一応政府王朝の立場を、「原則」としては擁護して記述上ある程度の配慮を示すとしても、事実をま

げることは許さない、あくまで真相は残すという態度をもつて、眞実を記述し、かつその代りに文章表記上、徹底的な機密化（一種の暗号化）をおこない、かつ保管に当つても、天皇とその側近ならびに皇位継承資格者以外は何人も披見をゆるされず、記憶することも許されないという極秘文書としての保管方法をとつたものである。しかし歴代の帝位継承資格者もしくはその血縁者から古事記の記載内容は徐々に漏洩したと考えられる。何人が宮廷外に持ち出したか、または書写したり、記憶を筆録したかは不明である。  
記紀は密文（みそかぶみ）である<sup>(6)</sup>。忍文（しのびぶみ）である<sup>(7)</sup>。一言にしていえば機密暗号文であるが、今日の和漢混淆の仮名まじり文も、また漢文の日本読みも、ことごとくそのような機密文としての性格を本来的には有するものであるから、これを漢字採用後いくばくも経なかつた当時において、永遠に解読されえない機密文として表記することは、一見容易にみえてもその実いかに困難な作業であることは、想像にかたくない。お伽話的形式や神話的形式もその一つの方法である。同時にその表記方法によつて眞実を全く封ずることは禁止されているので、真相を示唆しうる用字用法を考案することも、太の安万侶に課せられた大使命であつた<sup>(8)</sup>。筆録責任者は太の安万侶である。和銅五年

(七一二)に謹上している古事記完成本に先立つて、安万侶は既に一本を謹上しているが、これは機密文章化が不充分であるため却下もしくは破棄されている。<sup>(10)</sup>この点を安万侶は謹上文において、「亦於姓日下<sup>ヲ</sup>、謂<sup>ニ</sup>玖沙訶<sup>ト</sup>、於名帶字、謂<sup>ニ</sup>多羅斯<sup>ト</sup>。如此之類、隨<sup>レ</sup>本不<sup>レ</sup>改」と記しており、表面上の意味は文意の通りであるが、眞実の意味は全くこれと相反していることを理解しなければならない。眞意は、第一回の謹上本において機密化が足らなかつたので、前回に玖沙訶とかいたのを改めて、今回は日下と記した、また、前回に多羅斯と書いたのを、今回は帶と書き改めた、といふのである。しかも、日下や帶は姓でもなく、名でもない。

「例え<sup>ば</sup>」という例として掲げたもので実在の姓や名ではなかった。また、玖沙訶も、多羅斯も、すでにある程度の機密化がおこなわれたもので、眞実の原語は、多羅斯は照しだある。玖沙訶は、おそらくキスキか、キサキであろう。

しかし、その後、この日下や帶は事実として確定し、日下または帶の文字が既成事実として使用されるに至っているのである。いづれにせよ、かように機密暗号化したので、絶対に看破されるおそれはないという趣旨を安万侶は序文の末尾にかくのごとき形で天皇に對して説明したのである。また、伝承官として、記憶体系を登記し、かつこれを保持

した責任者は、稗田村出身の阿礼である。稗田阿礼は政府官吏として厳肅な阿礼という文字をもつて名を記されるが、その呼び名はアレかどうかは判然としない。むしろ、アヤ<sup>(11)</sup>であろう。あるいはウラとよむこともできる。女であるが、女としての職務に服したのではない。

記紀が密文または忍文すなわち一種の機密暗号文である以上、記紀に対しても、とくに重要な部分に対しても、奈良時代の甲乙二類の仮名法則は適用できないことも自明である。安万侶が故意にその法則を破壊しているからである。それに代つて独特の迷彩擬装隠蔽工作を用字法上に精密に考案している。

何故に秘密文書とする必要があつたかということは当然に浮んでくる疑問であろうが、およそ国家、政府、家庭、個人のいかんをとわず、重要な事実で利害関係上、他人に知られては危険を生ずるものはすべて秘密とされるのが自然の道理である。神代篇は大和王朝による日本列島統一以前の、まだ地方政権にすぎなかつた時代の祖先の諸王を中心とする国家と諸豪族の権利義務の歴史的由來を示す権利証であり、主張の根拠規定であるから、当然極秘とされざるを得ない。そして、このような機密書類であることが判明したのも、今回、法律学的研究により、記紀解読法が発

見されたことに基づくものであつた。

このような「極秘機密用」の古事記が書紀という国家の公開公文書のほかに、何故に必要であるかという理由は、書紀の用途と、その半機密性とに起因するものであるといわなければならない。したがつて、古事記の極秘性を明らかにするためには、それに先立つて、書紀の半機密性をまづ説明する必要がある。そのような性質を有する公開公文書を作成しなければならなかつたが故に、政府（朝廷）は極秘台帳たる古事記を別途に作成したのである。

## 二、書紀の半機密・公開用国家公文書としての特徴と記紀の相互関連性

### (A) 書紀の半機密性と公開性

書紀が半機密公文書であるということと、公開用公文書であることは、一見矛盾するようである。が、この両者を兼ね備えている所に書紀の特徴がある。機密性が公開性と矛盾する場合は、保管上の秘密が要求されている場合であつて、この場合は公開できない。非公開の文書として保管され、使用上の目的が完了された後は破棄されるか、または厳重な封印をもつて、安全な場所に秘匿される。しかるに、常時使用すべき台帳のごとき文書の場合には、その記載事実が明瞭な意味をもつものでなくてはならないか

ら、秘密暗号文のごときものであつてはならない筈である。

もし、公開されなければならない文書で、しかも秘匿すべき内容を記載しているという場合には、その記載方法を、暗号以外の他の形式の表現手段にたよらざるを得ない。すなわち神話とか、またはそれに類似した文章形式に変形せしめる必要がある。しかも尚かつ事実を变形擬装しきれない場合には、公開用の文書にのみ、一見明瞭な理解のできる変形記述を提示しておいて、別に極秘用の事実記載文書を作成し、これを保管するに当つては厳重な注意と制限を付し、秘密が外部に漏洩することを防止しなければならない。ところが、公開される台帳（書紀）の場合において、極秘の事項を何らかの形で包含した上で公開用の文書を作成しなければ、台帳自身が成り立たないとすれば、この極秘事項の部分を書紀においても古事記においても同様の形式に統一して記載しないと、解釈が狂つてくるおそれがある。したがつて、極秘用の機密文書としての古事記を別に作成する場合にも書紀と辻つまを合せた形で、神代篇という、独特の部分を作成し、これを書紀の記述の基礎としたのである。後者は公開文書ではあるが、半公開的機密文書である。書紀神代篇をいかに理解しようとしても、表面上の文意解釈では到底理解できないように表現上の構成を行

なっている。内容的にはあくまで機密文書である。ただ公開を意図している点で不完全な半機密文書である。そして、完全な機密文書としては古事記に、書紀とおなじ神代篇を設定して、その内容には、書紀とは違つて、事実を眞実のままに記載したのである。しかもなおかつそれが表面上の解釈では理解できないように完全機密文としたのである。

#### (B) 記紀の相互関連性

以上にのべたように書紀は古事記とおなじ形式で神代篇を作成し、これを基礎として、人皇篇に入ると第一代天皇神日本磐余彦天皇（神武天皇）以下第四十一代持統天皇までの治世における国家王朝の国政に関する法的な事実と、それにもとづく権利義務とを登記している。それは口誦による記憶伝承登記から、筆録登記への発展経過を示し、その二つの方式を含むものである。（神功皇后をも一代とすれば四十二代の扱いとなる）

神代篇の機密性（表現上の）が共通する点においては相互関連性を有するが、それ以上にこの両者（二つの台帳）は、内容上においても、より一層相互に融通する機能的関連性をもたされている。そのような関連性において作成されているのである。すなわちこの二つの文書の意味内容を理解するために必要な、解読上の鍵を両書にそれぞれの文

書の役割に応じて配置し、分散埋蔵しながら、その記述の文辞を巧妙に構築したのであった。

記紀の関連性と独自性とは、以上のように古事記と日本書紀において、一方は文意機密上の最高極秘性と他方はその輕微性、内容の非公開性と公開性というよう性質上の差異性を基盤としながら、機密内容を相互に関連させて全体を形造らしめ、かくて一方のみを以ては真相の解明を不可能ならしめた点に特質を有する。その中、特に真相を記述したものは古事記であるが、書紀は法律上、国家の最高機関が決定した事実を公的な立場で登記したものであるから、その効力を否定したり、確定した解釈を動かす如きことは、国法上不可能である。ただ争訟に際しては、天皇は古事記にてらして眞実を知り、その立場から裁定を下しうるが、第三者はこれを利用しえないのである。

書紀は本文の主文に法的に確定した「過去の事実と権利義務関係」を記載し、附属書補足文の一書の第一号書から以下第何号書に至るまでにおいて軽重の順位に従つて、大和朝廷の立場にもとづく事実の認定を掲げる。第何号書という順位は、後番号になるにつれて眞実性を増大し、解釈上の信憑性を増してくる。しかしこの附属書補足文としての添付書類である異伝「一書ニ曰ク」の一號書ないし二号

書、三号書というように若い順位のものほど信憑性が薄れるかといふと、そうではなくて、一号書乃至十号書といふように掲示してある添付書の事実が悉く事実の分散配置であり、その分散した事実の断片のうち、一号書、二号書などは、大和朝廷が国家王朝の政府として採択しなければならない事実認定の順位を示すものであり、主文記載事実に次いで、まづ何よりも大和朝廷が準拠しなければならない国家的（有權的）解釈の基準を指定しているものである。歴史的真相はむしろ第六書とか、第八書、第十書などといふ後番号のものほど信憑性はあるが、法的には効力を有しない事実関係が多い。法的事実と歴史的事実とが相違する所以である。天一坊が徳川家の相続人たるべきであったとしても、法的には相続資格を詐称したことになつたごく、事実は必ずしも法的効果を生じない。

### 第三章 解読法の発見と神代設定の理由

#### 一、解読法の発見と迷彩擬装方法の分析による新体系の成立

記紀を互いに照合し、主文の国家的・法的権威によつて確定された事実関係と、それにもとづく権利義務関係のみならず、その背後にひそかに分散配置されつつ記載されて

いる真実の事実関係と権利義務関係（法律関係）とをさぐり出すことは、本来ならば永久に不可能であつた筈である。主文記載（書紀）の確定事実の内容すら、機密文化されている上に、真相をあらわす附属書の補足文（添付書類）は第一号書ないしは第十一号書などと順次に「一書ニ曰ク」として配列され、その文言が極秘の機密文の形式で記載されてゐるのである。したがつて、その内容は理解困難であつた。ただ古事記は真相を記しているので、これに拠れば真相を知りうるが、真相を知つたとしても、それは単なる「事実」であつて、法的な意義をもたないので、それに依拠して国家の立場を左右することはもとよりできない。日本国家としてはあくまでも、法的に意味を有する事実は書紀に準拠しつつ国家の行政行為を確定してゆくほかはない。しかも、古事記すらも、万一を慮つて、真実の解釈の鍵を、前記の一書ニ曰クという添付異伝書（補足文）の一號書類から第十号乃至第十一号書類に及ぶ書面にわけて、真相解釈の鍵を分散せしめ、それでもまだ安心しないで、最も重要な極秘事項は、きわめて少数ながら、歴代帝王の直接口伝によつて、天皇から皇太子もしくは次期天皇に口頭での解釈を伝授したと考えなければならない。

(イ) 発見の端緒と解釈上の注意事項

古事記は完全秘密文書であり、迷彩擬装方法を以て作成された極秘機密文章であると共に、書紀は、神代篇においては古事記とおなじく完全機密文章形式をとりながら、人皇篇においては機密性を漸次稀薄化しながら、眞実の事実関係と、眞実の法律関係を、逐次、非機密的文章——すなわち平文をもつて記述してゆく態度をとるが、なお基礎的部分としては神代篇に根拠をおく故に、それには甚だ大きな限界と制約とがあつた。このような極めて重大な諸事実を発見したのは、果していかような端緒によつてであるか、といえば、それは次の点を指摘することをもつて説明できよう。

第一に記紀が甚だ法令的な文章技術をもつて展開されていいるごとき印象を法律学的角度からの観察によつて強くうけたこと。これは専門的立場からの直観的確信である。

第二に権利義務の法律関係を記紀にあてはめて、この立場からの分析をしない限り、古代国家の国内的・国際的活動の実態は明らかとなしえないことが痛感せられたこと。かくして、記紀に対する論理的探索の結果獲得された成果は、古代記録の記述方法の特色というべきいくつかの事実であった。その最大のものは、国名の単純性、具象性、連結的羅列性（列挙性）であった。漢字使用上、その国名

列挙は、豊・葦原・千穂（周防）・安芸・水穂ノ国となり、この五ヶ国をもつて一個の連合帝国を形成することになる。これに対する熊の国、曾の国（襲の国）——麻衣の国——とか、吉備（倭<sup>キビ</sup>）の国、などという具象的・トーテム的国名呼称の特徴が、各国家の配置関係と、その国情、成立基盤その他の多くの要素を示唆することをも知り得た。豊葦原千五百秋瑞穂之国が、統一以前においては、具象的・連結的な国家形態として連合していた事実を発見したことにより、機密文としての構造を解明する端緒が得られた。<sup>(12)</sup> 機密文章であることが判明した記紀の記載文辞は、單純な暗号ではなくて、複雑な意味内容をもつ文章に表示技術上でのみ巧妙な操作を加えたものであることに注意する必要がある。しかも、解釈上特に注意しなければならない点は、迷彩擬装表現の方法をもつて加工した部分と全然加工しない部分とがあるという点である。<sup>(13)</sup>

#### (四) 迷彩擬装方法の分析

記紀神代篇を中心として、記紀は全篇にわたつて迷彩擬装表現方法を使用して、事実関係ならびに法律関係を記載している。記述の際の、事実選択の仕方は、記と紀では、歴史的真実性においてやや異なるところがあり、記は真実を極秘形式で記述し、他方、紀は公表しうる法的真実として、

大和朝廷が容認し得る事実のみを、おなじく大和朝廷が容認し肯定しうる範囲内で、国家的立場から公開記録した。容認し得ない事実を排斥するために、別紙添付書類ともいいうべき形で、補足記録書として一書と名付けて記録に残したが、それら本文と補足文のすべてに擬装表現が施された。しかし、それと同時に、それらのすべての操作は可能なる限り真実保存を損じない限度において行なわれた点に特別に大きな意味があるといわなければならない。

迷彩擬装方法は、第一に倭語をあらわすための漢文字の使用にあたって、なるべく真実を示唆しながら、真実からは相当へだたつた解釈にみちびくように文字を選択して使用したのである。<sup>(14)</sup> その典型的な方法は音韻連想による意味の二重転換の技術である。第二には音韻融通法則を利用して故意に誤解を生ずる方の文字を使用したことである。<sup>(15)</sup> 第三には、大和朝廷政府およびその直接の祖朝である辰韓系統の豊国王朝については美辞を使用し、馬韓系統の葦原の中つ国（のちの出雲帝国）の王朝については、なるべく醜怪なる悪字を使用した点、まさしく漢人が日本人を倭人と記して倭少なる種族であることを軽蔑的に悪字を以て表示したのと同じ方法を用いたことである。第四に、利害関係の対立した国家や、敵対者に対する悉く悪字を使用した

他に、土着倭人や、混血もしくは完全なる異種族にも勿論悪字を使用した<sup>(16)</sup>。第五に神話形式を利用したことは幾度ものべた所である。

なおその他に、迷彩擬装方法によらず、真実に正当に表記してあるところもあるので、今日まで理解できなかつた箇所を、あやまつて、すべて迷彩方法によるものではないかと誤解してはならない。正当表示の例は多々ある。<sup>(17)</sup> それらについては、従来の分析方法が不充分であつたことが原因であるから、迷彩表現とは区別されなければならない。

#### (イ) 新体系の成立

記紀の分析方法を一変して法律学的方法ないしは角度からこれをとりあげた結果、記紀の迷彩表現の特徴をつかんだことにより、記紀の神代篇は、きわめて論理的な意味内容をもつ擬装的文言によって、一字一句もゆるがせにしない注意深い態度で記述されている法的な効力をもつ文書であることが判明した。この解読方法によつて、記紀神代篇の全内容は体系的に解読されるに至つたのである。次に神代篇の全内容を簡単に説明したい。勿論、これまでの解釈は否定されなければならない。

学問上、日本古代国家の成立とその発展の経過を究明する場合には、国法的事実としては日本書紀に拠らなければ

ならないが、それ以外の純粹に歴史的事実としては古事記によつて解明してゆくことが真実を知ることになる。しかし、歴史的真実は社会規範的真実とは異なる。

第一にわが日本國の王統は、記によれば、伊邪那岐王・伊邪那美女王の二國連合によつて豊國と葦原國の連合帝國の成立した時をもつてはじまる。それ以前の時代は両国が互いに別個の國家として、朝鮮、九州、中國地方に分立していた。その外、大ヤマト中央大帝国が奈良に都していた。二国（又は五国）連合は女王の死後崩壊し、両国は開戦する。

第二代帝王は須佐之男大帝である。須佐猛將大帝といい、

長門須佐に都し、後には石見の鹿足郡<sup>カノアン</sup>に都し、更に出雲須賀に首都を移し、出雲須佐に没した。第三代は大国主大帝。

以後出雲朝はその帝位を分有すると共に、他方、古事記は、第三代帝王として、二代目の天照大神（馬韓神聖帝国女帝で三韓の宗主的總統治者）を明記する。第四代天忍穗耳帝以後は、正統の王朝系譜としては出雲王朝を排斥し、第五代帝王として邇邇芸の帝をあげ<sup>(18)</sup>、第六代としては、火の照<sup>ホテラ</sup>の帝を斥けて火の遠理<sup>(19)</sup>の帝を定めている。第七代ウガヤフキアヘズ帝、第八代は豊の御毛沼帝とつづき、この第八代帝王に至つて神倭の伊波礼彦の帝王と号して、天下統一をなしとげ、第一代天皇となり、ここに大和王朝は開幕

するが、この神武天皇によつて滅亡せしめられたものとは、他ならぬ土着中央大倭帝国の最後の帝王たる、鳶の国（トビをトーテムとする点は天をトーテムとする大和朝廷と同じである）の山人のナガスネヒコ、すなわち長洲の嶺の彦の帝王（長洲ノ神嶺聖火鎮護大帝）その人であつた。大和王朝は、土着倭人中央帝国を倒して、その中央政権の権威をうけついだものであつた。それ故にここにはじめて天皇と号した。鳶の国にあらずして、天を崇敬する国としての、新しいヤマト帝国の帝王をあらわす天皇となつたのである。

## 二、神代設定の理由

### (イ) 人代と神代の境界設定と大和中央政府成立以前の日本列島における三国の鼎立

記紀は神代篇において、ウガヤフキアヘズまでの時代を扱い、その子若御毛沼または豊御毛沼の出生を記載し、これをもつて神代を終り、次に人代篇として、皇子若御毛沼が、長須ノ泥<sup>ホネ</sup>ノ毘古<sup>タケミ</sup>すなわち登美<sup>トビ</sup>ノ毘古を殺してヤマトをおとしいれ、ついにこれによつて天下の権を掌握した次第を詳細に登記している。その各地の戦闘における行動記録は、ことごとく、地方各豪族諸王の権利義務の根拠規定となるものである。単純な歴史的記録とは全然性質の異なるものである。ナガスノ神嶺聖火鎮護大帝の中央土着倭人軍を

攻略し、なお抵抗する敵の残存大軍が最後まで籠城する大石城洞窟要塞を包囲して滅亡せしめたために、神倭伊波礼彦大帝とよばれる。土着大倭王の大洞窟を攻落した帝王という意であろう。イハレではなくてイハヤであろう。神倭とは、国つ神の土着倭人中央大帝国で、その石城の要塞を奪取したという大功を讃えた帝号である。

では、初代神武帝が実在人物であることを知りえたとすれば、それ以前の神代とは、人代といかに異なる性質を有するものであるか。それは既にのべ来つた所によつて自ら明らかとなつたように、日本列島を神武天皇が統一した時、一否、中央大倭政権を打倒して、新しく辰韓馬韓弁韓總督の豊葦原連合帝国が、旧大倭帝国の帝位と権威とを受けつぐに至つた時から後を人代とし、それ以前の、まだ地方政府にすぎなかつた中国四国九州地方の豊葦原連合帝国（韓半島を領有していた）の時代と、連合帝国以前の時代とをさして神代というのである。それは、紀元前後の数百年間をさすことばであろうが、この期間においては、豊王国と葦原王国が九州と中國地方にあり、紀和地方には倭人の中大帝国が嚴存していたのである。

(ロ) 神代と神世七代との境界設定における連合帝国の地位

右にのべたように、神代がきわめて限定された、おそらく西紀前後の数百年をさすことばであることが明らかになつたのであるが、それならば、神代の上限である神世七代とはいかなる時代であろうか。

神代は、伊邪那岐と伊邪那美の男女両王の二國連合の形成期を中心として、それより以後のウガヤフキアヘズまでと、それより以前の国常立（クニノトコヲタチ）——本土（倭土）建国大王ならびに豊国王（この二人はヒトリノカミで、同一人物である）から伊邪那岐・伊邪那美時代までという二つの時代に区分される。建国王たる豊国王まで遡上して数えた七代において男女双神とあるのは、その魔王を豊国の祖朝にあて、女王を葦原の中ツ国（葦原王朝）にててているのである。豊国と葦原國とが、同じ歴代の代数を重ねているという意味である。<sup>(2)</sup>

しかしながら、建国王すなわち初代豊国王よりも前に、葦原帝国（出雲王朝の祖）の存在が厳然として記録されていることは、神世七代よりも以前に、別天神として五柱、とくにその中でも、あと二柱の二神ウマシアシカビノヒコヂノ大王と、アマノトコヲタチノ大王が実は同一人物であつてヒトリノカミとして計算されなければならないと記しており、ウマシアシカビ王が馬韓建国大王であることがは

つきり示されている点からも否定できないのである。ウマシアシカビとは馬津葦訶備である。シとは、音韻上はツと同じ用法である。<sup>(22)</sup> したがって、本土（倭人の国）の建国王としての豊国王よりも葦原国歴史が古いので、これを別天神（特別の韓土の王）として、初代本土国王はあくまで豊国王にあてたのである。その豊国王は、倭人ではなくて、

辰韓人であることは、ツクシをシラヒワケ（辰日別）とよび、豊国を豊日別とし、クマソを猛日別とよんで、日の国（朝鮮）の分国（従属国）としたこと、および、豊国王がアマツカミであつて、クニツカミ（土着人）でないことからも明らかである。<sup>(23)</sup> 豊国は、土着人のツクシノクニと、トヨノクニとを征服して、これを辰韓の属領とするのみならず、熊曾の国をも属領化して、これらすべての九州諸国の上に君臨する豊帝国を打ち立て、しかもみづからも辰韓の分国となつたものであると考えざるをえない。したがって、豊国王としてはおそらく辰韓王の皇子が派遣されたのであろう。そして、伊邪岐帝の時代に及んで、葦原帝国の帝王（馬韓帝王を兼ねる）の皇女の伊邪那美と婚姻を結んで連合を形成したために、馬韓と弁韓は辰韓と合同し、ここに葦原連合帝国の成立は同時に辰韓馬韓弁韓の連合をも招来する結果となつたのであろうと考えられる。したがって、

イザナギ・イザナミ連合帝国は、韓半島を聖域植民地もしくは神聖直轄領として、特別の法的優遇措置を講じていたものと判断することができるるのである。首都も半島におかれたであろう。その住民は天人（アマツビト）である。

#### (iv) 神代以前の日本列島における土着倭人国家と南西琉

#### 球諸島の地位

葦原の中ツ国は山陰地方（実は古代は日本海方面が表日本であったが）の土着倭人国家であつて、甚だ土着人的性格のつよい国家である。しかし、その国王として、記紀には、韓族系または広く朝鮮系統の出身者があらわれてその葦原国の国王となつたと記載している。<sup>(24)</sup> 入夫婚姻によるものか否か不明である。それが本土における馬の阿斯訶備の彦爺の大王である。イザナミ女王の大祖父であろう。この王が最初の馬韓統一者となつた。葦原帝国は馬韓国を領有したのである。つづいて成立した豊王国とともに、ここに半島系の二大強国が日本列島に生誕したことになるが、中央土着倭人国家たる大ヤマトグニ（トビノクニ）の政府のもとに、それまで長く自然的統一状態をもつて生活してきた倭人国家群（およびアイヌ諸国）は、大陸系二大強国の出現とともに大きな動搖に見舞われざるを得なくなる。土着人王（国ツ神）の下にある諸国は一般に単純な地名・人

名・国名をもつてゐるので、その広大な文化的政治的単位からすれば、大陸系国家の出現以前においては、日本列島の諸地域は、二十乃至三十程度の大国家群によつて統治されてゐたのであらうとおもわれる。しかし大陸国家たる葦原國と、就中豊王国が出現するや、俄かに本土諸國を蚕食して、しきりに細分化をこころみはじめたのであらう。ワケとはそのことをあらわすことばであるとみられる。<sup>(26)</sup>

他方、南方諸島の地位はどうであつただろうか。沖縄諸島と奄美諸島とは別個の部族構成を太古から有していたと考えられ、沖縄方面は和邇部族（ワニザメをトーテムとする）に、奄美方面は海人部族によつて支配され、奄美大島は海人見王國として、沖縄方面はウキツナハ王國として、ともに大倭帝国中央政府に従つていたと考えられる。中央所轄官庁は大ワダツミノカミである。そして、これらすべての諸島は、宮古・八重山から種子島・屋久島に至るまでを含めて、イサゴノ国（砂子国）とよばれていたのではあるまいか。夷邪久という文字をもつて表記されているのは、このイサゴの意であろう。<sup>(27)</sup>さらにイサゴがイリヤクとなり、琉球と発音されたのは漢人の発音であろう。伊良子とも発音されうる。イサゴのように点在する島々であり、かつ、遠洋にはりわたした繩のような島々でもあるので、浮縄の

名を生じたのであらう。そして砂子王國は、三つ乃至は四つの小王國（宮古・八重山・沖縄・奄美の諸國）によつて分治されていたと考えられるが、イザナギ・イザナミ連合帝國の出現によつて、豊葦原連合帝國の支配下におかれ、大ヤマト帝國から分離されて、主として豊王國の直接的な支配をうけるに至つたものであろうと考えられるのである。<sup>(28)</sup>それと同時に古代台灣（タカサゴ）の地位と、そのイサゴノシマ（夷邪久國）との関係もまた今後究明すべき問題とされなければならないであろう。

## 註(1)

記紀の神話形式は迷彩方法であるため、神話としても甚だ不充分で、かつ無理な形をとらなければならなかつた。

## (2) (記) 於是天皇詔之。朕聞諸家之所レ持帝紀及本辭、既違

正実。多加虛偽。當今之時、不レ改其失、未レ經幾年、其旨

欲滅。斯乃邦家之経緯。王化之鴻基焉。故惟撰錄帝紀、討

覈旧辭、削偽、定レ実、欲レ流ニ後葉。——以上の古事記序文

（撰上文）の一節のうち、とくに重要な文言は、「諸家のも

たるところの帝紀および本辭、すでに正実に違ひ、多く虚偽

を加う。今の時に当りてその失を改めずんば、いまだ幾年を

経ずして……これすなわち邦家之経緯、王化の鴻基なり云々」という条である。諸家が親王家およびその血縁豪族を言

うこととは疑いをいれない。犯罪もしくは争訟上の主張に当つて、これらの偽りの権原や血統が処断されたことはいうまで

もあるまい。

十年養徳社刊・一一五頁参照のこと。

(3) 新撰姓氏錄は弘仁五年（八一四年）および同六年（八一五年）の二回にわたって撰録ならびに再撰録されたものであるとされるが、その序に次のような文言がある。「垂仁撫レ運、惠沢弥新。任那……新羅……諸蕃仰徳。懷レ遠、賜レ姓。允恭御宇、万姓紛紜。時下三詔旨、盟レ神探レ湯。首レ実者全。冒レ虚者害。自レ茲厥後、氏姓自定。更無レ詐レ人。皇極握レ鏡、國記皆燔。幼弱迷ニ其根源。狡強倍ニ其偽説。……至庚午年、編造戸籍。人民氏骨各得ニ其宜。……勝宝年中、特有恩旨、聽ニ許諸蕃、任レ願賜レ之。遂使ニ前姓後姓文字斯同、蕃俗和俗氏族相疑。万方庶民、陳ニ高貴之枝葉。三韓蕃賓、称ニ日本之神胤。時移、人易、罕ニ知而言。宝字之末、其争猶繁云々」と、すでに第十一代垂仁帝時代に諸蕃賜姓を行なったことが特別に氏姓の混乱・争訟の原因となり、奈良朝末期までそれについての政府の政治的・司法的処置が国家の最重要国事の一つとなつたことをのべている。

(4) 中国社会では三皇五帝時代に結縄方式をすべて書契時代となり、さらに進んで漢晋時代には今日のような漢字に発達しているが、沖縄諸島、宮古、八重山諸島では今日でも古俗を残して、インカのキープと同様に蔓縄類を結んで、公私の諸件を処理する習俗がある。物品の交換、売買契約等の証標とし、貸借証状とし、税の割賦標、戸籍帳簿に代へるとか、徵集品の告示標とするなど色々の用途にあてる。この点については、田代安定著・長谷部言人校訂「沖縄結縄考」昭和二

(5) 古代人を神として尊崇する古代崇拜觀念は、同一種族においては当然であるが、征服や被征服が幾度も行なわれたり、混血がくりかえされたような種族では、異種族を神として崇拜することは不可能であるから、古代蔑視觀念の方が発達する道理である。日本人に古代崇拜觀念と古代蔑視觀念が混在しているのは、やはり支配種族となつた異種族と、支配された他の種族という二大構成を有することを物語るものであろう。ただ全体として、古代崇拜觀念が強いのは、同一種族としての人口が絶対的に多かつたためである。なお、近代の進化論に伴う古代蔑視心理の成長はこれとは別の角度から考えなければならない。

(6) 古事記上巻神代篇には、大国主大帝に対し建御雷之男神が秘密交渉を行ない、それに対して大帝の皇子、建御名方神が、言誰來ニ我國ニ而忍忍如レ此物言云々」とあって、我をさしおいて秘密交渉を父に對して行なつては何奴であるか、と建御名方皇子が難詰する項がある。このしぬび、またはみそか、とは表面をいつわってひそかに別の真意をもつて外交交渉をしているのをさしていうのである。記紀の行文の要所は悉く密文である。書紀の神武紀には、道臣命をしてオサカ忍坂の大室屋において敵兵を背信的謀殺行為によつて殺戮せしめた事件があり、シノビノハカリゴト（陰謀）と、シノビノミコト（密旨）なる語がある。謀殺の合図として歌をうたうのであるが、敵兵は倭語を知らなかつたのであろうか、

あえなく無抵抗状態で皆殺しとなつてゐる。

(7) ここにしぬび文といつたのは、秘密文であることを指摘するため用いたことばである。スサノヲ大帝の皇子八島士奴美は、葦原帝国（八島国）の皇太子であつて、スサノヲ大帝の摂政である。したがつてこれを「シヌビ」の帝といふのである。忍帝といつてもよいが、副王に當る。普通は、兄が正王となり、弟が副王（摂政格）となる。八島帝国の忍びの帝は父帝を補佐した皇太子である。今日まではこのシヌビの意味を理解した人がなかつた。軽ノ彦とは仮帝の意である。

(8) 記紀の神話的・お伽話的形式は、原形においては存在しなかつたであろう。ただ、幼帝に伝授するために、別途に童話的にわかり易く表現した児童向きの体系が用意されてあって、それは教育用にのみ使用されたであろう。安万侶はこの形式を巧みに利用して迷彩的表現を行なつたのであると考えられる。

(9) 真実を損なわない範囲内でのみ迷彩擬装表現を許されていたことは、記紀のどの字句をとつてみても、何らかの形で、発音と共に、実体の性質を表象することもできるような文字を使用していることから判明する。例えば、少名毘古那神とはスクネノヒコノネノカミであるが、同時に体が不具者で、セムシであり、非常に小さな体であったので、このような文字を使用したのである。また、クマソのソを襲と書くことがあるが、それは麻（ソ）の衣を着用し、または産出する国で、國名をもソの国と称していた為であろう。しかも襲とは、ソ

という音をあらわすと同時に、衣ヘンを用いて、ソといふことさとばが衣類をあらわすものであることを教えるため、ことさらに襲という文字を用いたのである。

(10) 安万侶が最初に奉った書類（古事記の原本）は、原稿または最初の原本であろうと考えられてきた。だが、実はそれも伝承体系を充分に機密文章化していなかつたので棄却されたと考えるべきである。

(11) 阿礼はアレとよまれてゐる。それよりも正しくは女子の名前としてアヤとよむべきではないか、またはウラではないかとも考えられる。また伊波礼もイハヤであろうし、菊理媛はキコエヒメであろう。レとエの音韻変化を逆に用いて、エ、ヤを理、礼などと表記したものであろう。倭語では叱られをシカラエ、といふし、るをユと発音するので、逆にユをルによつて表示するわけである。

(12) 豊葦原千穂安芸水穂国の五ヶ国うち、千穂と水穂の二国を国名において抹消ないしは変更しておけば、この五ヶ国連合の実態が発見されるおそれは絶対にないといつてよい。神武帝による中央政権打倒が成功した以降は、この国名連結を一體的なものとして、抽象名辞化すればよい。それは解釈面で出来ることであつて、大和朝の中央政府による行政指導で充分にできるのである。もし、この五ヶ国連合的構造が発見されなかつたとすれば、記紀の機密文書としての性質も永久に発見され得なかつたであろう。したがつて、神代篇の意味内容も、また歴史上「神代」といわれる数世紀間の歴史的事

実も、永久に発見されないままに終ったことであろう。

(13) 迷彩擬装部分と、擬装していない部分との識別は非常に重要である。太古から自然発達をとげてきた倭語の造語方法や命名法は、意外なほどに即物的であって、抽象的なものではない。例えば、国名の周防は千穂であり、石見は鉱山国である。見とは所有権・領有権・監督権・総督管理権などをさすことばで、のちにこの見が部によっておきかえられる。見は太古以来の語で、大倭中央帝国が国名の下につけ、産業や産物を取締る権限を示す語ともしたのである。のちの大和朝廷は見を部にかえ、統治権としての見るをシル(知・治・統)という語にかえたのである。見は、したがって知・治・統・部よりも古層に位する語である。

(14) 意味転換技法は、漢字の和訓という方法を採用した以上、当然日本語ではもともと普通に行なわれざるをえない。文字の上だけでなく、言葉の意味内容のスリカエである。枕言葉や序詞もその一種であるが、典型的なものとしては、稻日命・稻飯命・稻冰命は、稻と関係あるようにみせて、実は、否言の皇子という意味である。用字上の意味転換方法である。豊御毛沼命は豊の身毛野の皇子で、豊帝国の国王となられた皇子のことときをさす(後の神武帝)。がしかし、この名前は、同時に、この皇子がクマの国(身に毛の生えた毛人国)を攻め取り、そのアイヌ国を支配して都をおいたこともあらわしている。それは過去に豊国領であった日向区域をさす。兄の御毛沼命は、おなじく身毛の国の熊本方面を領有して都をお

いたので、この時代にはじめて名実共に日向王朝となつた。それまではサツマと大スミを領有する薩南政府にしかすぎなかつたのである。この熊の国(アイヌ国で熊をトーテムとする)は、沼地が多かつたことが御毛沼の字であらわされている。

(15) 故意に誤解を生ずるように用字を工夫したことは菊理媛(書紀)の例にはっきりとうかがうことができる。

(16) 敵や異種族に対しても悪字を使用したことが、土グモの名に特に多くあらわれている。記においても、ヨミの国を黄泉国とし、その女官を醜女としたが、紀には特にこの傾向がつよい。ヨミとは元来湯見の国である。

(17) 例えば、スサノヲの命に対してイザナギ大帝が、「汝命者、所レ知ニ海原ニ矣」といって(アマのハラをシラセとのりたまいて)ことよさしたまいき、とある(記)のは、従来ウナバラとよまれていたがアマノバラであって、海人原の国をさす。具体的にはスサノヲに対して阿武国に軍をすすめて、そこから葦原中<sup>ツ</sup>國を攻略せよという命令であるが、さらにその後にある真実は、紀に示唆するように、天下を支配すべき帝位継承資格をあたえたことである。そして字句の上だけからいえば、海原国(阿武国)を治せと命じたのは正当な表現をもって表示したのだけにして迷彩表現とはいえない。あるいは、海原国(阿武国)を治せと命じたのは正当な表現を

王を第五代とすれば、ニニギは第六代帝王ともなりうる。

(19) 火照命はホノタラシノミコトで、連合帝国の第七代帝王とみることができるが、記紀はホテリノミコトとして、帝位

をみとめない態度をとる。

(20) 天忍穗耳命と火照命を除くと、火遠理命が第六代帝王となる。

(21) 神世七代の計算は、イザナギ・イザナミ連合帝国の成立に先立つて、両国が各々何代を経ているかという問題である。

豊國側はイザナギから遡って六代目が始祖であるが、葦原國

は七代目まで遡りうるので、豊國側も強いて七代前に遡りうることとして同一人物たる国常立と豊雲野を各一代として計算することにしたのである。葦原國はイザナミよりも七代前に馬韓を統一したのであるが、その歴史とは別に、イザナミの時代に葦原帝国の国王であったものは、イザナミの大祖父たるアシカビ王であったのであろう。そのため、初代の建国大王の名に、ヒコヂという言葉を附してそれを示唆したのである。

(22) 宇麻志は宇麻津とおなじである。阿遲志貴・阿遲鉏(記)、味耜は阿遲津貴である。具体的には邑智津城である。ツとシの融通例である。なお、タマシヒはタマツヒの転音であろう。

(23) (記)「故筑紫國謂白日別、豊國謂豊日別、肥國謂建日白(向ハアヤマリ)日豊久士比泥別、熊曾國謂建日別」とある。

(24) 記紀の取り上げている神々は原則としてアマツカミであつてクニツカミは例外的である。クニツカミは地祇という特

別の低い血統上の種族として取扱われる。

(25) (記)「次國稚如浮脂而……宇麻志阿斯訶備比古遲神。次天之常立神。此二柱……」とあって、別天神でありながら、天之常立神の順位は、ウマシアシカビのあとにおかれている。したがつて、葦原王が馬韓を征服建国したとみてよいのである。もしこの順序が逆であつたら、馬韓建国王が葦原帝国を征服してその国王となつたことになるが、記紀の記載順序はともに天常立神をあとにおくのである。

(26) 別は国よりも小さく、旧来の大倭帝国時代の国を細分化して独立の行政単位とし、それを帝王の皇子その他の血縁者に分与するときにその区域を称してワケという。(記)「土佐國謂建依別……次生隱岐之三子島亦名天之忍許呂別」とあって、土佐の国をタケヨリノワケ、オキの島をアマノヲシノカラノワケと名付けている。土佐の国はクマソの分国であり、隱岐島を馬韓辰韓統治官弁韓總督府駐在將軍領の島とよんでいるのである。葦原國から派遣された朝鮮(馬韓辰韓)總督にあたえられた島である。イザナギ当時、總督府が、カラ(弁韓)にあつたこともこれで判明する。

(27) 隋書は琉球を流求とし、新唐書は流鬼とし、宋史は琉求、元史は瑠求とする。その他、留仇、瑠球などと記す書もあり、漢字では惡字を使用している。唐の大業四年に煬帝が朱寛に兵船をあたえて流求遠征を行なわしめたところ、その戦利品として持返つた布甲をみて、駐隋日本大使小野妹子が、これを夷邪久国人の使用するものとのべた、という記事をのせて

いる。夷邪久国が漢隋の頃、琉球と発音されたものであろう。

屋久島も夷邪久国の一部であったと考えられる。東恩納寛惇・琉球の歴史（至文堂）一一十頁参照。

(28) 豊葦原連合によつて分断されるまでは、台湾から屋久島までがイサゴの国に含まれていたのではないかと私は推定する。駒沢大学法学論集第四号（一九六七）所収拙稿「日本古代国家連合の領土規定・二九一三〇頁参照。

### あとがき

本稿は昭和四十二年十二月発行の駒沢大学法学論集第四号所収の拙稿「日本古代国家連合の領土規定」（記紀の法律学的研究と解読法の発見）につづく第二報で、解読体系についてやや基本的な発見報告を行なつたものである。詳細については、間もなく刊行される予定の小著、日本古代国家連合の研究——記紀の法律学的解明——を参照して頂きたい。